

# 2014年度入学 ..... 小・中学校通学区区域緩和制度 希望申請受付の結果

11月26日(火)〜28日(木)

## コンビニ証明書自動交付 サービスを一時停止

システムメンテナンスのため

システムメンテナンスのため、11月26日(火)〜28日(木)は、コンビニエンスストア(セブン-イレブン)での証明書自動交付サービスを終了。中止します。

システムメンテナンスのため、11月26日(火)〜28日(木)は、コンビニエンスストア(セブン-イレブン)での証明書自動交付サービスを終了。中止します。

「町田市立小学校通学区区域緩和制度」申請者数一覧表

小学校名	受入枠	緩和制度申請者数	緩和制度・他校申請者数
町田第一	10	24	2
町田第二	5	6	4
町田第三	15	15	11
町田第四	20	13	11
町田第五	35	19	7
町田第六	35	0	16
南大谷	5	10	22
藤の台	35	14	14
本町田東	35	2	17
本町田	20	3	13
南第一	35	1	8
南第二	35	5	8
南第三	35	2	9
南第四	35	9	7
つくし野	35	11	1
小川	35	6	7
成瀬台	15	19	4
鶴岡	10	4	0
高ヶ坂	10	3	8
成瀬中央	35	4	27
南成瀬	35	23	0
南つくし野	0	0	7
鶴川第一	0	0	12
鶴川第二	35	18	3
鶴川第三	35	10	21
鶴川第四	5	1	9
金井	5	18	5
大蔵	35	5	2
三輪	5	3	0
忠生	35	8	8
小山田	0	0	6
忠生第三	35	10	18
山崎	10	3	4
小山田南	35	7	1
木曾境川	20	10	8
七国山	10	16	2
図師	35	11	9
小山	0	0	2
小山ヶ丘	35	17	0
小山中央	0	0	1
相原	35	2	16
大戸	35	0	2
小学校合計		332	332

「町田市立中学校通学区区域緩和制度」申請者数一覧表

中学校名	受入枠	緩和制度申請者数	緩和制度・他校申請者数
町田第一	0	0	1
町田第二	35	13	10
町田第三	0	0	33
南大谷	10	8	22
南	35	21	11
つくし野	0	0	14
成瀬台	35	17	15
南成瀬	35	24	23
鶴川	0	0	14
鶴川第二	0	0	1
薬師	35	8	24
真光寺	35	0	0
金井	10	51	7
忠生	35	13	24
山崎	35	5	6
木曾	30	46	1
小山田	35	4	30
小山	25	42	9
堺	35	4	17
武蔵岡	35	7	1
中学校合計		263	263

小・中学校通学区区域緩和制度の受け付けは、10月15日に締め切りしました。申請者数は、新小学1年生332人、新中学1年生263人、合計595人でした。詳しい結果は左表のとおりです。

集計の結果、町田第一小学校・金井小学校・七国山小学校・金井中学校・木曾中学校・小山中学校については、申請者数が受入枠を超えたため、公開抽選を実施しました。

※「就学通知書(小学校)」、「入学通知書(中学校)」は、2014年1月下旬にお送りします。

※国・都・私立の小・中学校へ入学する場合、教育委員会提出書類(入学承諾書等)を入学する学校から受け取り、原本を学務課(郵送可、〒194-8520、森野2-2-22)、または各市民センターへ提出して下さい。

問学務課 ☎724・2176 FAX 050・3161・7996

## 市税のお知らせ



### 市民税の税制改正

問市民税課 ☎724・2114, 2117 FAX 050・3085・6084

#### 個人住民税均等割額の変更

東日本大震災に伴う復興事業のうち、防災事業についての財源を緊急に確保するために制定された地方税の臨時特例に関する法律に基づき、2014年度から10年間、個人住民税の均等割額が3000円から3500円に、都民税の均等割額が1000円から1500円になります。

#### ふるさと寄附金の税額控除の改正

地方公共団体に「ふるさと寄附」を行った場合、寄附金から2000円を引いた金額を対象として、個人住民税の税額控除が受けられます。

#### 寡婦(寡夫)控除申告手続きの簡素化

公的年金等に係る扶養親族等申告書に、寡婦(寡夫)控除に関する事項が追加され、この申告書で寡婦(寡夫)控除を受ける申告をした場合は、寡婦(寡夫)控除を受け

#### 給与所得控除の上限設定

給与収入の金額が年額150万円を超える場合の給与所得控除について、245万円の上限が設けられました。

## 固定資産税・都市計画税の税制改正

問資産税課 ☎724・2116 FAX 050・3085・6094

#### 土地における税負担の据置特例措置の廃止

2014年度から住宅用地と特定市街化区域農地の固定資産税の据置特例措置が廃止されます。

据置特例措置とは、当該年度の固定資産税課税標準額を前年度の課税標準額に据え置くことで、2013年度は負担水準率90%以上100%未満の住宅用地等に適用されてきました。

廃止に伴い、住宅用地等の税負担は、負担水準(図1参照)が100%未満の場合「評価額に課税標準特例率(表1参照)を乗じた額の5%に相当する額」を前年度課税標準額に加算した額が、2014年度の課税標準額となります(表2参照)。

同時に、都市計画税についても同様な改正が行われます。

図1 負担水準の求め方

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{当該年度の評価額} \times \text{特例率}}$$

※この負担水準の率は、2013(平成25)年度納税通知書の3枚目に表示されています。

表1 課税標準特例の概要

区分	課税標準の特例率	
	固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地(一戸につき200㎡以下の土地)	評価額の1/6	評価額の1/3
一般住宅用地(一戸につき200㎡を超え住宅の床面積の10倍以下の土地)	評価額の1/3	評価額の2/3
特定市街化区域農地	評価額の1/3	評価額の2/3

表2 固定資産税課税標準額

負担水準	2014年度 固定資産税 課税標準額
100%以上	評価額×特例率=本則課税標準額
100%未満	前年度課税標準額+評価額×特例率×5% ※1

据置特例措置(住宅用地・特定市街化区域農地)は、2014年度以降廃止になります。2013年度の「負担水準が90%以上100%未満」については、前年度の課税標準額が据え置かれていました。

※1 2014年度の課税標準額が本則課税標準額の20%を下回っている場合は、その20%相当額が2014年度の課税標準額になります。

## 納付は便利な モバイルレジ をご利用下さい



問国民健康保険税=保険年金課 ☎724・2125 FAX 050・3101・5154、市・都民税、軽自動車税、固定資産税・都市計画税=納税課 ☎724・2121 FAX 050・3085・6237



このQRコードを読み取って、ご利用下さい

モバイルレジは、納付書のバーコードを携帯電話・スマートフォンのカメラで撮影し、銀行などへ出かけることなく、モバイルバンキングを利用して簡単に市税の納付ができるサービスです。払込手数料は無料です(別途、通信料がかかります)。

領収証書は発行されません。モバイルバンキングの取引明細等でご確認下さい。領収証書が必要な方や、1か月以内に納税証明書が必要な方は、モバイルレジ以外の納付方法をご利用下さい。

モバイルレジにより継続検査(車検)対象車両の軽自動車税を納付した方には、市でその確認ができ次第(およそ20日後)、継続検査用納税証明書を送付します。ただし、他の年度に未納があるときは送付できません。

支払い方法や利用可能携帯電話、金融機関等の詳細は、モバイルレジホームページ(<http://bc-pay.jp/pc/>)をご覧ください。